

議員提出議案第3号

湯河原町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月15日提出

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大 様

提出者	湯河原町議会議員	山 本 俊 明
賛成者	同	土屋由希子
	同	松 井 一 寿
	同	露 木 寿 雄
	同	室 伏 重 孝
	同	室 伏 寿 美 夫
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続の際、一律に求めている押印の義務付けを見直すため、併せて文言の整理をするため、会議規則に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会会議規則の一部を改正する規則

湯河原町議会会議規則（昭和40年湯河原町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第13条）
- 第2章 議案及び動議（第14条～第19条）
- 第3章 議事日程（第20条～第23条）
- 第4章 選挙（第24条～第32条）
- 第5章 議事（第33条～第46条）
- 第6章 発言（第47条～第61条）
- 第7章 委員会（第62条～第73条）
- 第8章 表決（第74条～第83条）
- 第9章 請願（第84条～第90条）
- 第10章 秘密会（第91条・第92条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第93条～第97条）
- 第12章 規律（第98条～第105条）
- 第13章 懲罰（第106条～第112条）
- 第14章 会議録（第113条・第114条）
- 第15章 全員協議会（第115条）
- 第16章 議員の派遣（第116条）
- 第17章 補則（第117条）

附則

第2条中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前の日（多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日）から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第3条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第4条第1項中「一般選挙後」を「、一般選挙後」に、「はかり」を「諮り」に改め、同条第2項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条第3項中「疾病等」を「、疾病等」に、「はかり」を「諮り」に改め、同条第4項中「番号標」を「番号及び氏名標」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条中「議長」を「、議長」に改める。

第9条第1項中「午前9時」を「、午前9時」に改める。

第10条第4項中「（議員の請求による開議）」を削る。

第11条第2項中「議事」を「、議事」に改める。

第13条中「（定足数）」を削る。

第14条第1項中「（議案提出権）」を削り、同条第2項中「そなえ理由」を「備

え、理由」に改める。

第17条第2項中「そなえ所定」を「備え、所定」に改める。

第18条中「先だつて」を「先立って」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第21条中「討論」を「、討論」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「散会」を「、散会」に、「討論」を「、討論」に、「はかり」を「諮り」に改める。

第26条中「（選挙の宣告）」を削る。

第27条第1項中「配布もれ」を「配布漏れ」に改める。

第29条中「投票もれ」を「投票漏れ」に改める。

第30条第1項中「共に」を「ともに」に改め、同条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第31条の2中「はかつて」を「諮って」に改める。

第32条中「有効無効別」を「有効無効」に、「関係書類」を「、関係書類」に改める。

第34条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第36条中「（請願の委員会付託）」を削り、同条ただし書中「はかつて、所管」を「諮って所管」に改める。

第37条中「（委員会報告書）」を削り、「まって」を「待って」に改める。

第38条第2項中「（少数意見の留保）」を削り、「手続き」を「手続」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第43条第3項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改め、「（付託事件を議題とする時期）」を削る。

第46条中「再び」を「、再び」に改める。

第47条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「、その他」を「その他」に改める。

第48条第2項中「議長」を「、議長」に改める。

第51条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「なお」を「、なお」に改める。

第53条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第54条第1項中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第55条中「つづける」を「続ける」に改める。

第56条第4項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第58条第2項中「、その」を「その」に改め、同条第3項中「議長」を「、議長」に改め、同条第4項中「通告はその」を「、通告は、その」に改める。

第59条第1項中「討議」を「、討議」に、「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第60条中「（質疑、討論の省略又は終結）」を削る。

第61条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「取消し」を「取り消し」に改める。

第65条第1項中「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」

に、「その」を「、その」に改める。

第68条中「（調査権）」を削り、「証人」を「、証人」に改める。

第72条第2項中「委員会」を「、委員会」に改める。

第75条中「表決に」を「、表決に」に改める。

第77条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項中「起立させ」を「起立又は挙手させ」に改め、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「若しくは挙手者」を加え、「しがたい」を「し難い」に、「記名又は」を「、記名又は」に改める。

第78条第2項中「いずれの」を「、いずれの」に改める。

第79条の2の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

第80条中「第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）」を「第26条から第30条まで、第31条第1項及び第32条」に改める。

第82条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第83条第2項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第84条第1項中「請願の」を「、請願の」に、「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同条第2項中「署名又は」を「署名し、又は」に改める。

第84条の2の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項中「取消そう」を「取り消そう」に改める。

第85条第3項中「、ほか何人と同一」を「ほか何人と、同一」に、「、ほか何件」を「ほか何件」に改める。

第86条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第88条第3項中「附記」を「付記」に改める。

第89条中「、これ」を「これ」に改める。

第92条第1項中「公表」を「、公表」に改め、同条第2項中「秘密性」を「、秘密性」に、「もらしては」を「漏らしては」に改める。

第93条第1項中「、副議長に」を「副議長に」に、「、議長に辞表」を「議長に、辞表」に改め、同条第2項中「はかつて、その」を「諮ってその」に改める。

第95条中「（失職及び資格決定）」及び「（議員の兼業禁止）」を削る。

第96条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第99条中「帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類」を「会議の妨げになるもの」に改める。

第103条中「会議中」を「、会議中」に改める。

第105条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第106条第2項中「（秘密の保持）」を削る。

第107条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第111条中「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第112条中「公開」を「、公開」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。